

令和6年度 入札契約に係る説明会 資料

1

《目次》

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

- 1-1 週休2日制モデル工事の試行について
- 1-2 電子契約の導入について
- 1-3 低入札価格調査制度の一部改正について
- 1-4 工事成績評定結果活用型入札の試行について
(予告)

② 入札契約制度（全般）について

- 2-1 電子入札の注意点について
- 2-2 事後審査型入札について
- 2-3 入札関係様式の一部 押印廃止について
- 2-4 予定価格、最低制限価格等について
- 2-5 総合評価落札方式について
- 2-6 契約保証金について
- 2-7 入札に係る関係規則、様式等について

③ 令和6年度 入札スケジュールについて

④ その他

- 4-1 深谷市優秀建設工事表彰式について
- 4-2 建設現場における遠隔臨場の試行について
- 4-3 建設業退職金共済制度について

2

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-1 週休2日制モデル工事の試行について

■ 週休2日制の実現の必要性

- ・ 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、**就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革**を進めることが求められています。
- ・ 特に、**週休2日の実現**は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者をはじめとする担い手の確保につなげるためにも必要不可欠です。
- ・ **令和6年4月1日**から、労働基準法による罰則付きの**時間外労働の上限規制【月45時間・年720時間】**が建設業においても適用されます。

3

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-1 週休2日制モデル工事の試行について

■ 週休2日とは

工期内の対象期間において「**4週8休以上の現場閉所率**」を達成すること。

※現場閉所率とは、現場閉所日の日数を、対象期間の日数で除したもの

■ 現場閉所日とは

原則として**土曜日及び日曜日**。

現場事務所での作業も含め、**1日を通じて現場が閉所された状態**となる日

※現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることも可能。

※降雨、降雪等による予定外の現場閉所も、現場閉所日に含めることが可能。

※巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業のみを行うことは可。

4

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-1 週休2日制モデル工事の試行について

■ 対象とする工事

モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者（市）が選定します。

※入札公告に「モデル工事」である旨を明示するとともに、特記仕様書にも記載します。

※令和6年度は、全ての入札案件ではなく、一部の工事を対象として実施する予定です。

なお、以下に掲げる工事は、モデル工事対象外とします。

- ・ 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- ・ 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- ・ その他、週休2日の取得が困難な工事

5

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-1 週休2日制モデル工事の試行について

■ 経費の補正

設計金額（予定価格）において、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行います。 ※営繕工事については、労務費のみを対象として補正。

経 費	補正係数	経 費	補正係数
労務費	1.05	共通仮設費	1.04
機械経費（賃料）	1.04	現場管理費	1.06

【注意】

- ・ 応札金額は、**4週8休以上を前提に上記労務費等を補正して積算した金額**としてください。
- ・ 万が一4週8休が達成できなかった場合は、請負代金額のうち**当該補正分を減額して契約変更**を行います。

6

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-1 週休2日制モデル工事の試行について

■ 工事成績評定における評価

4週8休以上の現場閉所が達成できた場合は、次のとおり工事成績評定において加点を行います。

現場閉所の達成状況	加点の点数
4週8休以上	2点

■ 週休2日制モデル工事試行要領について

市ホームページに掲載しています。詳しくは、こちらのページをご確認ください。

URL：<https://www.city.fukaya.saitama.jp/business/nyusatsukeiyaku/osirase/15427.html>

7

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-2 電子契約の導入について

■ 電子契約とは

従来の紙の契約書を取り交わす代わりに、電子ファイル（PDF形式の契約書）に「**電子署名**」を付与することで契約締結を行うもの。

■ 導入メリット

- ・印刷、製本コストの削減、
- ・押印の不要
- ・受注者の来庁又は郵送等の不要
- ・収入印紙添付不要による経費削減
- ・契約締結までの時間短縮
- ・書類の保管スペースの削減

8

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1 - 2 電子契約の導入について

■ 電子契約を行う上での必要事項

- ・電子契約サービス提供事業者のシステムを利用するため、『インターネット環境』と『受信可能な電子メールアドレス』があれば、パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。
- ・受注者側の**利用料は無料**です。

■ 電子契約の対象案件について

電子契約が可能な案件は、入札公告等にその旨を記載します。

令和6年度 : 契約検査課で行う電子入札案件を対象として実施

令和7年度以降: 全庁的に順次、対象を拡大

※電子契約を希望されない場合は、従来の紙の契約書による契約締結も可能とします。

9

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1 - 2 電子契約の導入について

■ 電子契約導入に向けた今後のスケジュール

令和6年

5月～7月 業務フローの整備や関連例規等の改正

8月頃 **市内事業者向けの説明会**を開催予定

(来場型の対面方式及びオンライン方式併用型)

9月以降 **電子契約の運用開始**

10

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1 - 3 低入札価格調査制度の一部改正について

■ 低入札価格調査における『**工事成績判断基準**』を新たに設定

過去の低入札価格調査を経て契約した工事に関し、当該工事成績評定点が**75点**を下回る場合は、**低入札価格調査で「失格」**といたします。

【過去の契約とは】

- ・ 開札日の**過去1年間**※に、低入札価格調査を経て契約した工事の**完成検査日の翌々月の第1日**がある場合、工事成績判断基準の確認が必要となります。
- ・ 当該期間に該当する工事実績が複数ある場合は、工事成績評定が**最も低いものを対象**とします。

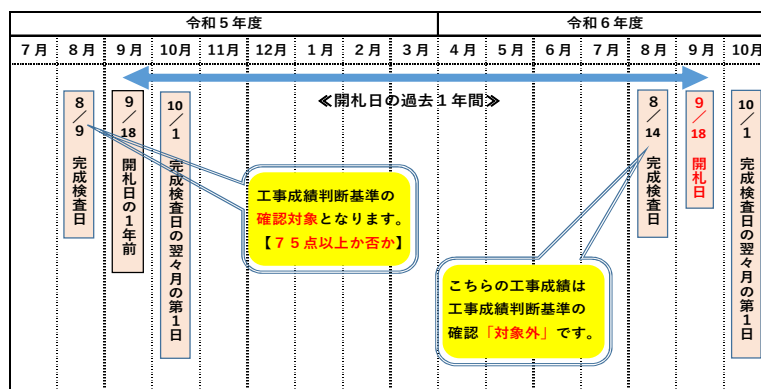
※過去1年間とは、1年前の同月同日とします。

11

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1 - 3 低入札価格調査制度の一部改正について

【具体例】



- ◎ 低入札価格調査を経て契約した工事の**成績評定が75点**を下回った場合、当該工事の**完成検査日の翌々月の第1日から1年間**は、調査基準価格未満での入札ができなくなります。

12

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-3 低入札価格調査制度の一部改正について

■ 『工事成績判断基準』を設定する対象

- ・低入札価格調査制度の対象案件について、**原則すべての工事に設定**します。
- ・工事成績判断基準を設定しない場合のみ、入札公告等でお知らせします。

≪低入札価格調査制度対象案件とは≫ ※変更なし

- ・設計金額（予定価格）が5,000万円以上の建設工事
- ・総合評価落札方式を適用する建設工事

13

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-3 低入札価格調査制度の一部改正について

≪継続実施≫

■ 低入札調査における『調査基準価格』の引き上げ（令和4年度実施済み）

- ・中央公契連モデルにおける最新の算定式を採用する改正を行いました。
※最低制限価格についても、同様の算定式としています。

改正前		改正後	
直接工事費	× 97%	直接工事費	× 97%
共通仮設費	× 90%	共通仮設費	× 90%
現場管理費	× 90%	現場管理費	× 90%
一般管理費等	× 55%	一般管理費等	× 68%

14

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-3 低入札価格調査制度の一部改正について

≪継続実施≫

■ 低入札調査における『調査限界価格』の引き上げ（令和5年度実施済み）

・失格基準となる調査限界価格について、工事の品質確保並びに下請業者へのしわ寄せ等を防止するため、埼玉県と同水準まで引き上げる改正を実施しております。

改正前		改正後	
直接工事費	× 75%	直接工事費	× 90%
共通仮設費	× 70%	共通仮設費	× 80%
現場管理費	× 70%	現場管理費	× 80%
一般管理費等	× 30%	一般管理費等	× 30%

15

① 令和6年度 入札契約制度の改正点

1-4 工事成績評定結果活用型入札の試行について（予告）

■ 工事成績評定結果活用型入札とは

建設工事における良質な品質確保及び技術力に優れた事業者の育成を図ることを目的として、**工事成績評定結果（評定点）を入札参加条件として活用【優遇措置】**します。

今後、令和5年度の入札執行状況や成績評定結果等を分析し、それらを基に具体的な制度設計を行い、**令和6年度中に試行**する予定です。

■ 対象とする工事

同日開札日において、同種・同規模（同格付対象）となる**案件が複数ある場合**、その一部について実施する予定

※対象業種や優遇措置対象とする成績評定点等は今後検討します。

※制度の詳細や実施時期等が決まり次第、改めてお知らせします。

16

② 入札契約制度（全般）について

2-1 電子入札の注意点について

■代表者等が変更となった場合

代表者や契約締結権限を持つ方に変更が生じた場合は、**変更申請手続き**を行い、必ず**新しい代表者等の名義に変更した電子証明書**で入札してください。

※変更申請先は、「**埼玉県**の**共同受付窓口**」となります

なお、電子証明書の変更処理が間に合わない場合は、「紙入札方式参加申請書」を指定された期日までに提出してください。

そもそも電子証明書を取得しておらず、電子入札への参加準備が整っていないなどの理由では、紙入札方式での参加は認めません。

《参考資料》

電子入札システムにおける代表者等変更時の取扱いについて

17

② 入札契約制度（全般）について

2-1 電子入札の注意点について

■入札金額見積内訳書の提出について

建設工事等については、入札参加者が自ら適正な積算を行っているかを確認するため、**入札金額見積内訳書の提出が義務付け**^{*}られています。

※建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、**入札金額の内訳を記載した書類**を提出しなければならない。（入札契約適正化法第12条）

・入札金額見積内訳書は、入札案件毎に、公告と併せて案件名や科目等、必要な情報を入力したものを電子入札システムに添付しますので、そちらの内訳書を使用してください。

・**内訳書の提出がない場合、内訳書の内容に不備**（提出者名の誤記や未入力、入札金額と内訳書総額の相違、積算の計算誤り、内訳書の添付間違い等）がある場合は、当該入札は**無効**となりますのでご注意ください。

《参考資料》

建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱要領

18

② 入札契約制度（全般）について

2-2 事後審査型入札について

電子入札で行う一般競争入札は、**事後審査型入札**で実施します。

■事後審査型入札とは

開札後、落札決定を一時保留し、落札候補者に対して入札参加資格要件を満たしているかどうかの審査を実施した後に、落札決定を行うもの。

■資格審査のための書類提出の際の注意点

・電子入札システムより「保留通知書」を受けた日の翌日から起算して
2日以内（休日は除く）に提出してください。（持参又は電子メール）

・提出期限までに確認資料を提出しない場合は、失格とするとともに入札参加停止等要綱に基づく「警告」措置とします。

≪参考資料≫

事後審査フロー、落札候補者に係る確認資料等の提出について

19

② 入札契約制度（全般）について

2-3 入札関係様式の一部 押印廃止について

■押印廃止の一部実施について

令和5年10月1日より、一部の入札関係様式について、押印を廃止いたしました。

押印廃止の対象となる様式につきましては、下記のURL（深谷市ホームページ）よりご確認をお願いいたします。

【市ホームページURL】

<https://www.city.fukaya.saitama.jp/business/nyusatsukeiyaku/yosikioyobikisokuto/15223.html>

深谷市HPホーム ▷ 入札・ビジネス・産業 ▷ 入札・契約 ▷

様式および規則 ▷ 入札契約関係様式集

20

② 入札契約制度（全般）について

2-4 予定価格、最低制限価格等について

■ 予定価格について

全ての発注案件について

設計金額 = 予定価格 としています。

※公表時期については、契約締結後の事後公表となります。

■ 最低制限価格について①

建設工事 = 直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90%
+ 現場管理費 × 90% + 一般管理費等 × 68%

※解体工事等を除く設計金額が130万円を超え、低入札価格調査制度の対象以外のもの

※設計金額の75%を下回る場合は75%の額、92%を上回る場合は92%の額

解体工事等 = 直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70%
+ 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30%

※**解体工事及び造成工事**で設計金額が130万円を超えるもの

21

② 入札契約制度（全般）について

2-4 予定価格、最低制限価格等について

■ 最低制限価格について②

コンサル・その他の業務 = 設計金額 × 80%

※設計金額が50万円を超えるもの。労務単価の積み上げが主となる業務委託。

■ 変動型最低制限価格制度について

深谷市では、**実際の入札価格**に基づいて最低制限価格を算定することで、より市場価格が反映されやすい、変動型最低制限価格制度を試行的に導入しています。

【対象案件】 予定価格が130万円を超える解体工事

予定価格が50万円を超え、地域要件を県内又は県外まで拡大した建設コンサルタント業務

【算定方法（概略）】

①有効な入札参加者数に60%を乗じて得た数を求め、その数を算定数とする。

②入札金額の低い順に算定数分の入札について、その平均額を求める。

③②で求めた平均額に85%を乗じて得た額を当該入札における最低制限価格とする。

22

② 入札契約制度（全般）について

2-5 総合評価落札方式について

■総合評価落札方式について

【総合評価落札方式とは】

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、価格以外の要素を考慮し、価格と品質に優れた調達を行うもの。

【対象工事】

入札者の施工能力、工事成績及び入札金額等を総合的に評価することが適当と認められる工事の内、次の条件を満たす業種の中から、発注担当課と協議のうえ対象工事を選定します。

土木工事（但し、設計金額5,000万円以上）

舗装工事（但し、設計金額2,000万円以上）

【低入札価格調査制度を適用】

総合評価落札方式とする建設工事の入札には、**低入札価格調査制度を適用**します。

23

② 入札契約制度（全般）について

2-6 契約保証金について

■契約保証金について

【深谷市契約規則 第28条】

契約締結時は、原則として、**契約金額の100分の10以上の額**の契約保証金を納付することが必要です。なお、当該契約保証金は、契約履行後、還付請求に基づき、速やかに還付いたします。

※市は当該契約保証金を納めさせる義務があります（地方自治法施行令 第167の16）

【深谷市契約規則 第29条（免除規定）－概略－】

- ・市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- ・過去2年間に、国又は地方公共団体と**種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上**すべて誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき ※ **確認資料として当該契約書の写し等の提出が必要**

24

② 入札契約制度（全般）について

2-7 入札に係る関係規則、様式等について

■入札に係る関係規則等について

入札に参加する際は、

- ・深谷市契約規則 ・深谷市競争入札参加者心得
- ・入札参加者の遵守事項 ・深谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱
- ・深谷市公共工事等電子入札運用基準

その他入札契約関係法令等を熟知したうえで、入札に参加してください。

市ホームページ【入札・契約／様式および規則等／入札契約関係規則】

URL：<https://www.city.fukaya.saitama.jp/business/nyusatsukeiyaku/yosikioyobikisokuto/1391741361489.html>

■入札に係る様式について

入札等に係る様式は、市ホームページに掲載しています。

必要に応じて適宜ダウンロードしてご使用ください。

市ホームページ【入札・契約／様式および規則等／入札契約関係様式】

URL：<https://www.city.fukaya.saitama.jp/business/nyusatsukeiyaku/yosikioyobikisokuto/15223.html>

25

③ 令和6年度 入札スケジュールについて

【建設工事／工事に係る設計・調査・測量業務委託】

■一般競争入札（電子入札）公告予定日

【建設工事／工事に係る設計・調査・測量業務委託】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
公告 予定 日	8		3		8				
		20	14	12		12	21	18	20
	23		28	26	28	26	31		

- ・公告文は、電子入札情報公開システム及び市ホームページで公開します。
- ・仕様書等は、公告日当日から情報公開システムよりダウンロードできます。
- ・開札日は、公告日から概ね土日を含んだ20日前後となります。
- ・公告予定日は、都合等により変更となる場合があります。
- ・物品、その他業務委託に係る入札公告は、その都度ご案内します。

26

④ その他

4-1 深谷市優秀建設工事表彰式について

■開催時期等の変更について

例年4月上旬に、深谷市民文化会館で開催していましたが、アンケート結果等を踏まえ、**会場・時期等を変更**し、開催する予定です。

【開催日】	7月中（予定）
【開催場所】	市役所本庁舎内会議室
【出席者】	受賞者のみ
【表彰対象工事】	前年度完成工事

27

④ その他

4-2 建設現場における遠隔臨場の試行について

建設業における**受発注者の省力化**を目的とし、**令和6年4月1日**より、市が発注する公共工事の建設現場において、現場での臨場確認等をリモート作業で行える遠隔臨場の試行を開始します。

■建設現場における遠隔臨場とは

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、モバイル端末等）を利用し、遠隔地から立会等を行い、その記録を保存・整理することで、現場での臨場に代えることをいいます。

■対象工事について

市が発注する全ての建設工事を対象とします。

■試行要領等について

市ホームページに掲載しています。詳しくは、こちらのページをご確認ください。

URL：<https://www.city.fukaya.saitama.jp/business/nyusatsukeiyaku/osirase/16072.html>

28

④ その他

4 - 3 建設業退職金共済制度について

■建設業退職金共済制度について

以下の資料を説明会参考資料の中に添付していますので、後ほどご確認ください。

1. 建退共制度のあらまし
2. 「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の発行基準改正について
※建退共本部ホームページ URL
https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki06_r06.html
3. 現場標識送付依頼状
4. 電子申請方式の8つのメリット

29

ご不明な点等があれば いつでもご連絡ください

問い合わせ先

深谷市役所 契約検査課

32番窓口（本庁舎3階）

電話：048-574-6634（直通）

E-mail：k-kensa@city.fukaya.saitama.jp

30